

療養担当規則について

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、療養担当規則についてウェブサイト上の掲載を行っています。

当院は、厚生労働省より指定を受けた保険医療機関です。

明細書発行体制

当院では、保険診療を受けられたすべての患者様に、診療明細書を無料で発行しています。不要な場合は受付までお申し出ください。

保険外負担（実費徴収）

保険診療に付随する下記の費用は、保険外負担（実費）としてご請求させていただいております。

- ・ 診断書：3300 円（税込）

厚生局に届出済みの施設基準

【基本診療料・外来診療体制】

＜歯初診＞ 歯科初診料の注 1 に掲げる施設基準

＜外安全 1＞ 歯科外来診療医療安全対策加算 1

＜外感染 1＞ 歯科外来診療感染対策加算 1

＜歯外在ベ I＞ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

【医療 DX・ICT 関連】

＜医療 DX＞ 医療 DX 推進体制整備加

【在宅・訪問歯科診療】

＜歯援診 1＞ 在宅療養支援歯科診療所 1

＜在宅 DX＞ 在宅患者訪問診療料（I）の注 13（在宅患者訪問診療料（II）の注 6 の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算

【歯科技工・補綴・印象関連】

＜歯技工＞ 歯科技工加算 1 及び 2

＜歯技連 1＞ 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算

＜歯技連 2＞ 歯科技工士連携加算 2

＜歯 CAD＞ CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

＜光印象＞ 光学印象加算

【口腔機能・リハビリ・検査関連】

＜歯リハ 2＞ 歯科口腔リハビリテーション料 2

【手術・処置・特定療法】

＜補管＞ クラウン・ブリッジ維持管理料

選定療養費

患者様の希望により、先発医薬品の処方や時間外予約を行う場合、選定療養費が発生します。

保険外併用療養費・選定療養に該当する費用の明示

以下の費用は、保険診療と併用して行う「選定療養」に該当するため、患者様への事前説明と同意を頂いたうえで、保険診療費に加えて差額をご負担いただいております。

・ 診療時間以外の時間における診察

診療時間外の対応には、選定療養費として【1 回 5500 円（税込）】をご負担いただいております。

・ 金属床総義歯

金属床義歯については、【上顎・下顎各 165000 円（税込）】の差額をご負担いただきます。

・ 長期収載品の処方（先発医薬品の希望処方）

後発医薬品（ジェネリック）がある場合でも、先発医薬品を希望される際は差額をご負担いただきます。